

令和 8 年度 仕 様 書

委 託 名	ポンプ場等施設汚泥処分業務委託(単価契約)
委 託 場 所	川越市内
委 託 大 要	委託大要 汚泥処分 一式(単価契約) 予定数量:110t程度 (1. 1t/m3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日まで

本 委 託 内 訳 表

[illegible]

**ポンプ場等施設汚泥処分業務委託（単価契約）
特記仕様書**

1. 適用範囲

この特記仕様書は、川越市上下水道局が管理する下水道施設の内、沈砂池、吐出槽の清掃で排出される汚泥の処分に適用する。

本委託は、産業廃棄物処分委託契約書に定めるほか、本特記仕様書の規定によるものとする。本特記仕様書の記述が産業廃棄物処分委託契約書と重複、あるいは異なる場合は本特記仕様書を優先することとする。

2. 目 的

本委託は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、下水道施設の内、沈砂池、吐出槽の清掃業務から排出される汚泥を適正に処理することを目的とする。

3. 委託概要

本委託は、川越市上下水道局が管理する下水道施設の内、沈砂池、吐出槽の清掃で排出される汚泥を関係法令に従い誠実に処理するものである。

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5. 産業廃棄物としての取扱い

（1）汚泥は産業廃棄物として適正に取扱うこと。

委託する産業廃棄物の種類、数量等

種類：汚泥（下水道汚泥）

数量：予定数量 **110 t**程度

著しく増減する場合は速やかに協議することとする。

なお、予定数量については処分量を保証するものではない。

（2）排出事業者と業務名、処分方法等は以下のとおりとする。

排出事業者：川越市上下水道事業管理者

業 務 名：ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託

委託された産業廃棄物の処分を他人に委託してはならない。（再委託の禁止）

委託する産業廃棄物の適正処分に必要な情報

ア 発生工程：下水道施設の内、沈砂池、吐出槽の清掃で排出される汚泥

イ 産業廃棄物の性状：泥状

ウ 他の産業廃棄物との混合：不可

6. 法の遵守

汚泥の中間処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めるとともに、この契約を誠実に履行しなければならない。

7. 事業許可証

受注者は、事業範囲を証するものとして、埼玉県、さいたま市、越谷市、川口市または川越市の産業廃棄物処理業許可証の写しを提出するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を発注者に報告するとともに、変更後の許可証の写しを提出する。

8. 運搬及び搬入

受注者が施行する場所までの運搬は、川越市上下水道局が契約しているポンプ場等施設汚泥清掃業務委託受注者が行う。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱いについては、原則、電子マニフェストで行うものとする。

9. 提出書類

- (1) 契約後直ちに提出すべきもの
- | | |
|----------------------------|-------|
| 安全衛生管理体制・緊急連絡体制届 | : 1 部 |
| 産業廃棄物処分委託契約書 ^{*1} | : 1 部 |
- ^{*1}廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号による契約書
- (2) 完了時に提出すべきもの
- | | |
|---------------|----------------------|
| 請求書 | : 1 部 (処分実績があった月の末日) |
| 委託業務実施報告書 | : 1 部 (処分実績があった月の末日) |
| 処分実績報告書 | : 1 部 (処分実績があった月の末日) |
| 台貫・計量で確認した伝票等 | : 1 部 (処分実績があった月の末日) |
- (3) その他、発注者の指示するもの

10. 支払い

委託料の支払いは月単位とし、出来高数量を台貫・計量で確認した伝票等で確認の上、請求のあった日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

1 1. 業務の一時停止

やむを得ない理由があるときは、発注者の了承を得て、一時業務を停止することができる。この場合は、その事由を説明し、発注者の影響が最小限となるように努める。

1 2. 内容の変更

必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

1 3. その他

本特記仕様書及び産業廃棄物処分委託契約書に記載のない事項及び疑義等が生じた時は、その都度双方で協議のうえ定めるものとする。

1 4. 入札執行時の注意

入札書に記載する単価は1 t 当りの単価（税抜き）とし、整数で記載すること。

産業廃棄物処分委託契約書

収入
印紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。) と、
処分業者： _____ (以下「乙」という。) は、

産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

[特管]

許可都道府県・政令市： 許可都道府県・政令市：

許可の有効期限: 許可の有効期限:

事業区分： 事業区分：

産業廃棄物の種類： 産業廃棄物の種類：

許可の条件: 許可の条件:

許 可 番 号 : 許 可 番 号 :

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類： 污泥

数量： 別紙委託契約書の通り

単価（税抜）： 別紙委託契約書の通り

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：

所在地：

処 分 の 方 法 :

施設の処理能力：

4. (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

[illegible]

5. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、別紙 - 1 の収集・運搬業者が行う。

第3条 (義務と責任)

1. (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を乙に提供する。乙は「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

2. (甲乙の責任範囲)

(1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

(2) 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

(3) 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

(4) 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

3. (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

4. (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

5. (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票もしくは電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

6. (業務の一時停止)

(1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

(2) 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第4条 (料金・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する料金は、第2条第2項で定める単価(税抜)に基づき算出する。

2. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。

3. 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第6項等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。
4. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処分業務の料金を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第5条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第6項の場合も同様とする。

第6条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第7条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第9条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和7年3月19日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日
甲

乙

(別紙－１)

搬入業者について

第２条第２項の産業廃棄物の第２条第３項に指定する事業場への搬入は次の業務委託の収集・運搬業者が行う。

１． _____

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）： _____

住 所： _____

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____

事業の範囲： _____ 事業の範囲： _____

許可の条件： _____ 許可の条件： _____

許可の番号： _____ 許可の番号： _____